

令和7年第5回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年5月26日（月） 午後1時30分から3時00分

2. 開催場所 農業委員会議室（7階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（14人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野 善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第 1号 農地改良届出について

報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条 市）

報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条 市）

報告第 5号 証明書の発行状況について

第5 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

第6 その他

（1） 審議会、協議会の報告について

（2） その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 萩原 克己
次 長 菊池 智司
主 査 石井 富貴和

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから、令和7年5月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	なお、本日の出席委員は全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 8番 大久保委員、9番 島根幸一委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら、後ほど事務局までお願いをいたします。 続きまして、議案第1号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。 【議案第1号、第2号に係る申請地のビデオ上映】
議長	それでは、再開いたします。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 なお、今月内容調査会を行った案件について報告いたします。今月は議案第2号1番及び4番につきまして内容調査会を開催しております。 それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたしま

す。

事務局

議案第1号1番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「田中新田字中ノ割〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」外1筆、申請目的「居宅用地」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は恩田委員の担当でございます。恩田委員に内容説明をお願いいたします。

恩田委員

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をさせていただきます。

権利種類、土地の表示、施設概要につきましては先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオどおりでございますので、省略いたします。

（申請人について説明）

申請内容ですが、転用目的が居宅用地で、申請理由といたしましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

利用計画といたしましては自己用専用住宅1棟、2階建て、建築面積〇〇㎡、1階床面積〇〇㎡、2階床面積〇〇㎡、駐車スペース3台となっております。

隣地の同意は提出されております。

続いて、被害防除ですが、北側は畑と隣接しており、新設ブロック4段積み、東側は水路と隣接しており、新設コンブロ4段積み、水路のり面に厚さ5cmのコンクリート打設、南側は道路と隣接しており、出入り口のためなし、セツトバックあり、西側は宅地と隣接しており、新設コンブロ4段積み、汚水は合併処理浄化槽5人槽で、処理後東側排水路へ放流、雨水は雨水ますを設置し、東側排水路へ放流となっております。

以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書をいただいております。

農地区分は第2種農地です。

（資金計画について説明）

また、市街化調整区域において長期居住する者の親族のための自己用住宅ということになります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のあ

る方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 居宅用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第2号1番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号1番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「栄五丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「資材置場」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。

島根幸一委員

それでは、ただいまから議案第2号1番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が資材置場で、申請理由といたしましては、理由

書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、本社から申請地までは18km、30分です。

利用計画といたしましては、単管パイプ1m、400本、2m、400本、コンクリートブロック10cm、200丁、12cm、300丁、15cm、200丁、木材600本、廃材や残土置場、2tトラック1台、軽トラック1台となっております。

隣地の同意は不要です。

続いて、被害防除ですが、北側、道路と隣接、出入口以外コンブロ2段積み、安全鋼板、2m未満、東側、隣地、既設コンブロあり、安全鋼板2m未満、南側、水路と隣接、新設コンブロ4段積み、安全鋼板2m未満、水路のり面、厚さ10cmコンクリート打設、西側、資材置場と隣接、隣地既設コンブロあり、安全鋼板2m未満、出入口、幅6m、奥行き5m、コンクリート打設、その打設部分、東西に新設コンブロ1段積み、入り口、アコーディオン門扉、コンクリート打設の南側、敷地寄り側、10cmのマウントアップを設ける。出入口に水路占用あり。水路用部分に縦2m、横18mのコンクリート打設を行う。出入口付近に停止線、会社看板、場内にアイドリングストップ看板1か所、敷地内砂利敷き、雨水、宅内自然浸透となっております。

以上が被害防除の説明でございます。

そのほかでございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

江川委員。

江川委員

(挙手により質問)

今、リフォーム業ということで、文書の中に廃材や残土置場ありという一文があったと思うんですけども、そちらは最終的にそこで山積みになってしまいうのかということと、そうでなければ、その廃材などはどのように処分されるかをお伺いしたい。

議長

島根委員。

島根幸一委員

基本的には、残土置場、廃材置場は鋼板の高さ2mまで積むということです。それを超えないように置くという説明を受めました。

最終的には、コーユサービス、これは三郷の新しくできた橋を八潮のほう

に向かって、この前下水の事故がありました、あそこの手前の高速の手前、こちらから行くと右側にコーユサービスという処分場があるそうです。そちらに置くという説明を受けています。

以上です。

江川委員

分かりました、ありがとうございます。

議長

図面のほうにも高さ2 m以内という記載をしています。

江川委員

分かりました。

議長

ほかにございますか。

岡庭早苗委員。

岡庭早苗委員

(挙手により質問)

事務局のほうに提出されていればいいのですけれども、ここの断面図で差替えということで、単管パイプなり何なりあったらお願いします。

事務局

失礼しました、裏面。

岡庭早苗委員

ありました、了解です。

議長

ほかにございますか。

鈴木委員。

鈴木委員

(挙手により質問)

事務局にちょっとお尋ねしたいのですけれども、論点が多少ずれちゃうかもしれないけれども、私もある意味地元というところで、あるところの情報なんですけれども、売買の金額が適正な価格で売買されたというよりも、かなり低い金額で取引されたというのを聞きました。そういった金額に関しては過去においても農業委員会としてはあまり議論にならないとか、題材にならないということだと思えるんですけれども、取引の金額が、地域の適正価格ってあると思うんです。それよりもかなり低い価格で売買されるとなると、地域の金額が安定しないとか、そのときの上がる時は上がる、下がる時は下がるということになるんですけれども、昨今の情勢から比べるとかなり低いというふうに聞いています。そういうのは農業委員会としてはどう当たっているのか、お尋ねしたいです。

議長

では、事務局から。

事務局

まず、売買価格の件で説明させていただきたいのですが、まず、内容調査会で申請代理人と、あとご本人、代表取締役の方がお見えになって、その場で金額の話はしまして、間違いないですかということで、間違いはないということでの回答はいただいております。

それから、売買契約書なんですけれども、提出はまず義務ではない。出しているものについては受けますけれども、義務ではないので、今回はですから提出は受けてないという状況でございます。

それから、売買価格があまりにも安いと問題だというような話もございましたが、それにつきましては、すみません、農業委員会としては売買価格を上げる、下げるという権限はないので、あくまで民間同士の話し合いということですので、こちらは特に関与しないというか、結果だけ受けるというか、そのような形でやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

鈴木委員

分かりました。

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 資材置場 (賛成多数)

議長

続きまして、議案第2号2番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号2番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「後谷字向通〇〇番地」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「住宅建築」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は恩田委員の担当でございます。恩田委員に内容説明をお願いいたします。

恩田委員

それでは、ただいまから議案第2号2番の説明をさせていただきます。

譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオどおりでございますので省略いたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が住宅建築で、申請理由といたしましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

利用計画といたしましては、自己用専用住宅1棟、2階建て、建築面積〇〇㎡、1階床面積〇〇㎡、2階床面積〇〇㎡、駐車スペース2台となっております。

隣地の同意は提出されております。

続いて、被害防除ですが、北側は宅地と隣接しており、既設コンクリート塀あり、東側は畑と隣接しており、新設コンブロ2段積み、南側は水路と隣接しており、新設コンブロ5段積み、西側は道路と隣接しており、出入口のためなし、セットバックあり、汚水は合併処理浄化槽で処理後、南側水路より放流、雨水は雨水浸透ますを設置し、宅内処理する。宅地内の駐車スペースや玄関までの通路はコンクリート舗装となっております。

以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書をいただいております。

農地区分は第2種農地です。

(資金計画について説明)

また、市街化調整区域において長期居住する者の親族のための自己用住宅ということになります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

宮田委員。

宮田委員

(挙手により質問)

恩田委員にということではなく、事務局の方に、前もちょっとお伺いした記憶があるのですが、議案第1号では居宅用地、第2号のほうでは住宅建築とか、そういう同じものを目的としても表現が違うのですが、たしか前に聞いたときは申請書に書かれている内容をそのまま書くのだという、明記するということだったと思うんですが、そういう理解でよろしいのですか。建物は実際同じだけれども、申請書に書いてあるものをそのまま写しているというふうに理解すれば。

議長

事務局から。

事務局

宮田委員のおっしゃるとおりで、記載のやつをそのままこちらに転記しておりますので、居宅も住宅も同じと言えば同じなんですけれども、ご本人がそういうふうに書いてきている以上、それを使わせていただくということでございます。

宮田委員

片方は建築になっているんだけど、ちょっとあれっと思って、そして一応念のため伺いました。ありがとうございます。

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 住宅建築	(全員賛成)
---------	--------

議長

続きまして、議案第2号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号3番につきましては、取下げとなりました。

以上でございます。

議長

ただいま事務局報告のとおり、取下げとなりましたので、審議はいたしませんので、よろしくお願いいたします。

3 番 取下げ

議長

続きまして、議案第2号4番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号4番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「新和五丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外2筆、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は私、岡庭の担当でございます。私から内容説明を申し上げたいと思います。

それでは、ただいまから議案第2号4番の説明をさせていただきます。

まず、法人名、代表者名は今事務局の報告どおりでございますので、省略させていただきます。

（申請人について説明）

ここで理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

本社から申請地までの距離でございますが、おおむね17.8km、時間にして40分とのことでございます。

利用計画でございますが、社用の大型トラック7台、あと従業員用の車両が7台を置くということでございます。

続きまして、被害防除ですが、北側、排水路と隣接してございます。既存の板柵土留に単管パイプ、高さ1.2mを設置するということでございます。水路面に5cmのコンクリート打設をして雑草の繁茂を防ぐということでございます。東側、工場と隣接しておりまして、隣地の既存のコンクリートブロックがありますので、そこに単管パイプ、高さ1.2mを設置するということでございます。南側、道路と接しております。出入口以外につきましては既存の板柵土留めがありますので、そこに単管パイプ1.2mを設置するということでございます。西側につきましては水路と隣接してございます。既存の板柵土留めがありまして、そこに単管パイプ1.2mを設置いたします。出入口は幅が7m、奥行き7mのアスファルト舗装となります。

その他といたしまして、出入口付近に停止線を設け、会社看板を設置、場内にアイドリングストップ看板1か所を設置、敷地内は砂利敷きとなり、雨水は自然浸透となります。

以上が被害防除の説明でございます。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま議案第2号4番について説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

島根幸一委員。

島根幸一委員

(挙手により質問)

私も内容調査会にこの案件で出席させていただいたのですが、そのときにたしか西側と北側、板柵土留めをコンブロか何かで造ったほうがいいんじゃないですかという説明というか、要望があったと思うんですが、確かに板柵土留めだと、大型トラックだと非常に危険なような気がするんですが、ましてやその先に、その水路は生きていて田んぼもありますので、問題が起きてからでは遅いと思うんですが、その辺の指導というのは今回これで終わってしまうのでしょうか。

議長

島根委員、図面を見ていただくと分かるのですが、駐車する場所は実際に東側のほうに寄っております、今申し上げた水路側のほうに止めることはありません。もし大型のトラックとか、水路側に駐車する場合にはやはり土圧の関係で、過去に指導としてL型擁壁とかコンクリートブロックという形をとらせていただきますが、今回は駐車するスペースが既に埋まっているほうになりますので、そういったことになっておりますということです。

島根幸一委員

分かりました。

議長

では、岡庭早苗委員。

岡庭早苗委員

(挙手により質問)

西側の水路のところは土留めというか、コンクリート打設、それは検討してみますというような形の内容調査会だったかと思うんですが、それは何ら結果が上がってこなかったみたいなんですけれども、間違いはないですか。

議長

書いてあります。ただいまの説明は水路側、西側に用水路が流れておりまして、その水路の端ですね、申請地の境、コンクリートのたたきをしていただくという要望は出したのですが、相手方から回答がありません。北側につきまし

ては、排水路側についてはコンクリートの打設をするということに図面のほうで上がっておりますので、そういった状況で審議をお願いしたいと思います。

岡庭早苗委員

防草シートとか、そういうのも一切ないんですね。

議長

一応行政のほうの要望でコンクリート打設をお願いしますという要望で、それについての回答をいただいておりますので、それをもって審議していただくことになります。

現状では、今、現状は畑ですので、畑の状況で今コンクリート打設はしておりません。

宮田委員。

宮田委員

(挙手により質問)

ちょっと2点ほどお伺いしたいのですが、1点が、現在こちらの会社は八潮のほうを使っている。それが区画整理で7月31日までということですよ。そうするとそれ以降はこちらを使いたいということだと思っておりますが、私も何回か駐車場用地のほうを携わる中では、実際県から許可が下りてから早くとも3か月とか、そういうふうにかかっているというのが私が扱った案件では割と多いんですね。実際7月31日までに間に合うというか、間に合わない場合はどうするんですか。7月31日ですね。県から許可が下りるのがどのくらいか分かりませんが、それからその期間で大丈夫なんですかという、急ぎますということだったら、それ以上言えないと思うんですけども。

あともう1点がこの駐車場用地なんですが、実は私が担当するところというのはインターの西口の出口のそばにあるものですから、駐車場用地での新設が大変多いんですね。ここで農地、ちょうど田植えのころなのでパトロールをしていると結構代かきとか田植えしていないところが、あれっというのがあるんですね。ここを見ると、ここなんかはもう考えていらっしゃるのかなというのをちょっと推測できるんです。

そうすると、当然次に出るのが、先ほど鈴木委員のほうからもあった金額というものがどうしても周りの人も気にするんですよ。一体どのくらいで坪単価が出ているのか。実際これは鈴木委員のほうは売買ですけども、鈴木委員のほうの所有権については金額はここには、私どもの資料にはないんですけども、内容調査会の中では金額も出ていると思うんですね。それと同じように、この賃料についても坪当たり幾らとかいうものは表記、または表記できないとしても、委員会の中ではどのくらいだというのが分かる形というのはどうなんでしょうか。

というのは、結構問合せ、高い、安いはもちろん私の立場から聞きに来られた方に言いませんけれども、実際世間相場というものの、これはどうしても知りたいというか、目安というものは周りの人が気にするんですよ。私のほうにも問合せがありますし、私が知る立場にありませんということでしか答えよう

がないんですけれども、その辺ちょっとご意向というか、民民の関係なので、幾らというのはこれは仕方がないと思うんですけれども、幾らで売れているというのは何らかの形で表現できないのでしょうかという2点です。

議長

それでは、まず、1点目でございますが、今回もし許可となる場合には、県のほうは今5月ですから、6月の下旬、20日以降に許可が出ます。契約上は7月31日までということですが、内容調査で確認した結果、賃貸契約が一月ぐらい遅れても大丈夫だという話を聞いてございます。ですから、最悪は8月31日まで大丈夫ということで、ですから、6月下旬に許可が出て、7、8、二月ありますので、今回の場合は、既に現況が田んぼであれば埋立てとか時間がかかりますが、今回の申請地は畑でございますので、現況、その畑に砂利を敷いて駐車場とする関係上、時間がそんなにかからないということもありますので、宮田委員の内容については大丈夫かなというふうに見ております。

宮田委員

というふうに理解したと、分かりました。

議長

はい。最悪、ちょっと短かったもので一月遅れても大丈夫という話を聞いていますので。

2番目につきましては、事務局。

事務局

金額はよろしいですか。

宮田委員

文書に落とすのは難しいとしても、ただ、転用を考えている方はどうしてもそこに事情があつて転用されるのでしょうけれども、どうしてもお聞きして。

議長

ということで、1番、2番、よろしいですか。

宮田委員

はい。

委員

(挙手により質問)

すみません、同じ話になっちゃうのですが、多分前回、前々回の総会的时候も私聞いたと思うんですけれども、聞けば、そのときは答えていただけるという、たしかそういう約束ではなかったかと思うんですけれども、今そこだけでやられても我々のほうはちょっと分からないし、問題があればこちらの録音はカットするという、たしかそういう話でしっかりと答えていただかないと、ちょっとすみません、分からないので、たしかそういう約束だったと同じことを前回言ったと思うんですけれども、その辺お願いします。

議長

おっしゃるとおり。

事務局	答えるのでよろしいですか。
議長	大丈夫です。
事務局	大丈夫ですか。
議長	はい。
事務局	金額としてはおおむね坪〇〇〇円ということでいただいています。細かい話、すみません、ちょっと議事録の話はまた別個考えるということでございますが、面積がこちら申請地が〇〇〇〇㎡で、賃料が月額〇〇〇〇円という形になっております。あと敷金とか礼金とかも、敷金〇か月分で、礼金が〇か月、賃料なんですけれども、消費税別で〇〇〇〇円ですので、消費税が〇〇〇〇円かかるということで、礼金がそれをプラスすると〇〇〇〇円という形になっております。 以上です。
議長	ありがとうございます。 ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第２号４番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【挙手多数】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	4 番 駐車場用地 (賛成多数)
議長	ここで暫時休憩いたします。開会時間２時４０分開会いたします。 【１５分暫時休憩】
議長	それでは、再開いたします。

議長	続きまして、その他に移らせていただきます。 まず、審議会、協議会の報告事項につきましてございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。 島根至代委員。
島根至代委員	①令和7年度第1回環境行動推進事業実行委員会 4月30日
議長	ありがとうございます。 ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	それでは、事務局からの連絡事項ということで、次長のほうからお願いいたします。
事務局	①令和8年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出について ②農業者年金の現況届について ③三郷市農作物高温対策支援事業費補助金について ④JAさいかつ総代会 6月19日 吉川市中央公民館ホール 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 続きまして、農業振興課からの連絡事項につきまして、これも次長からお願いいたします。
事務局	①三郷市園芸協会通常総会 5月28日 農業委員会議室 ②生き生き農業体験講座 6月7日 染谷農園 ③さつき栽培講習会 6月8日、15日 瑞沼市民センター ④三郷市農業再生協議会総会 6月下旬 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 私のほうから計2点です。 ①許可後、過去10年以上動いていない案件について ②令和8年度農地利用最適化施策に関する意見の提出について それでは、本日の内容につきましては以上で全てになります。 以上をもちまして、今月の総会を閉会とさせていただきます。閉会に当たりまして、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。
戸邊	長時間にわたりまして、慎重なるご審議ありがとうございました。

会長職務代理

今月の総会では、農地法第4条が1件、第5条が4件許可相当になりました。
審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきまして、
ありがとうございます。

以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。